

十年以降の国債費というのは大蔵省ではどんなふうになるというように試算していますか。ただこれが明らかになっていかないと、長期的な財政計画というものが恐らく破綻をしてしまう心配というものが大いに出てくるわけです。かなり私は大きくなるんではないだろうかという気がいたしますけれども、大体どのくらいに六十年度以降なっていく数字になりますか、できたら五十六年度以降どういうふうに国債費が変化していくか、その数字を示していただきたいと思います。

○政府委員(加藤隆司君) 第一点は、御指摘のとおりわれわれも非常に心配しておりますのでござります。それから第二点の、五十五年度以降どうなるか、昨年の当委員会におかれましても、こういう御質疑がございましたので、手元に用意いたしましたのがござりますので、数字を申し上げますが、これもいろいろ去年も、一昨年も申し上げておるわけでございますが、経済の十年間の見通し、そういうようなものが手元にないわけでございまして、これを一体どう見るのか、それからいろいろな基本的な条件の組み合わせがあるわけでございます。そこでこれを一体どう見るのか、それから單純計算をいたすとすれば弹性値をどう見るのかとか、そういうようないろいろな計算の前提になります条件の組み合わせが非常に多くあるわけでございます。

そこで私どもいたしましては、自信がないものですから、将来のそういう長期にわたっての数字は計算できませんということを再三申し上げておきましたわけでございますが、昨年当委員会におかれまして、仮にこういう前提を置いたらどうだと、そういう計算をしてみるというような御示唆があつたわけでございますが、そういうような御示唆に基づきまして計算したものが、いま手元にござりますので申し上げてみますと、前提といたしまして、五十五年度のお手元の財政収支試算の表をごらんいただきますと、公債発行額が六兆七千八百億という数字がござります。この数字がその

まま推移するというケース、それからもう一つは、一五・五%という依存度が書いてございますと一四・五になつておると思ひますが、それをおもへまして一四と置きまして、あと五年間延ばしてみると、その結果をいたしまして、六十一年のところで、昨年も六十一年の数字が問題になりましたのでそれを申し上げてみますと、予算規模が九十六兆五千七百億になります。これは単純計算でございます。それからいまの償還計画にかかわります国債の元利償還費でございますが、これは積み上げで現

在の条件で計算するわけでございますが、十一兆三千三百億ということになります。それから公債

の発行額は当然のことながら六兆七千八百と、こ

れでござります。公債の残高は現在アバウト五十五兆でございますが五十五

年度で、五十四兆七千億の残高は八十七兆三千億

になります。きわめて機械的にただいま申し上げ

ましたような前提を置きまして単純計算をいたし

ますと、そういうようないろいろな計算の前提にな

ります。そこで御質問の趣旨は、私ども心配いたして

ることは、果たして公債が償還できるかといふ

ことになるわけでございますが、ただいま申し上

げました数字の中で、予算規模分の元利償還費の割合でございますが、昨年の場合が、これが一

一・四になります。ただいま申し上げました数字

で言いますと、九十六兆五千七百億分の十一兆三

千三百億の割合が一・七でございます。昨年の

ことは、九十五兆九千億分の十

九百億の割合が一・七でございます。昨年の

ことは、九十五兆九千億分の十

う。その辺が一番私は知りたいところだと思うんです。どうせ、それが達成できる、達成すると

いうお約束をあなたの方がするとは私は思っちゃいませんけれども、どうでしょう、それ。

○政府委員(加藤隆司君) 昨年の場合も、私ども

の方は、計算がいたしかねるということでお答え

をしてまいりまして、それじゃ、自分の方でこう

いう前提を置くから、それで計算してみたらどう

だいというようなことで実はやったものを、昨年

のベースのものを本年ベースに直したものだ

いまでのございまして、私どもとしては、内部作

業としてもそういう作業をしていないわけでござ

ります。まさにいろんな条件が、不確定度が余り

にも高過ぎて何とも手がかりがないわけでござ

ります。そこで、ただいま申し上げましたように、

委員会の方で、こういうふうに置いてみて計算し

てみたらどうだ、これは衆議院の大蔵委員会でも

御議論ありまし、当委員会でも、御記憶のと

おり、再三御議論がありまして、そういう前提を

むしろお決めいただいて、与えていただきまし

て、計算だけを私どもがしてみたと。それを本日

御質問があるというので持参しただけでございま

して、何といいますか、きわめて機械的な単純計

算——むずかしいですから、いろんな前提があり

ますから、何とも計算のしようがないというのが

問題の、事柄の性格でござります。

○竹田四郎君 まあ私も、余りこの数字だって期

待はしておりませんよ。ただ、物を考えている、

こんなふうになるという、まあ本当の单なる計算

だけだというふうにしか思えないわけです。

○大蔵大臣、財政試算表によると、五十五年度に

は特例債ゼロということになっているんですね。

ことしだって狂っているわけですね、大変。

この五十五年度赤字特例債をゼロにするというの

は、まあ経済の成長がぐっとあって自然増収があ

んとあれば、これは別ですがね。いまの国際経済

の情勢から見まして、そんなに今までのような

急激な高度成長というのはちょっと考えられない

と思うんですが、しかし、ここは、さっき私が

言つたのは、六十一年の数字ですから、さらに先

のことですが、五十五年度の数字というのはそぞ

の世代に与えるということにはなりませんから

ね。そういう意味では、とにかく特例債というの

は十年でも私は長過ぎると思うんですね、現実に

は長過ぎると思ふんです、現実に

は長過ぎる

四

ずという考え方をとっていますけれども、そういうようないろいろな各方面的御議論を踏まえながら、税制面もこれ当然絡んでくるわけでござりますので、そういう意味で総合的な検討はしなきいかぬと思いますけれども、基本的には現在の制度というのには意義があるのでないかという認識を持っております。

○竹田四郎君 道路も 私もそれは 全部がもう整備されて 文句はない ということを言っているわけじゃないで すけれども、 大体国道関係というのには 大体整備を終わっていると思うのですよ。 問題点は、 一番問題点があるのは市町村だと思うのですよ。 こういうのには 大体大きな道路には 来ますけれど、 小さな道路には、 市町村の一般財源でやっているというのが多いわけですよ。 そういう点では、 私はこれをもう少し見直しをした方がいいと思うのですよ。

それからもう二つあります。土地代金といふのが、これは公共事業の中でも恐らくかなりの部分を占めているんじゃないかと思うのですね、少なくとも二割ぐらいは土地代金、あるいはそれ以上しているかもしれません。この土地があまうんとやらの土地の動向というようなことも私はひとつあると思いますが、極端なことを言えば、土地は上がらないというふうに仮定すれば、これは恐らく金利分だけ余分に負担していくなくちゃならぬということになりますね。だから、土地を国の方で買ってくれという要求も出ている点は、私はその辺で金利負担だけ損するという形になると思うのですが、土地はどうしても私は現金で買わなくちゃならないということにはならないと思うのであります。あるいはそこでは現金で払わなければ借りるというのです。あるいは何年か計画でゆっくり払っていくということもあり得ると思うのですよ。地価の政策をうまくやって、これからも余り土地は全体的には大

て上がるとは思いませんよ。今度上がつても、現実に土地に余ったお金がそんなに行つていると、うふうには思われないし、経済の成長と関連していくのですが、そういう土地は何でも金出して賣わなくちゃいかぬと、これは国の土地であれ地方の土地であれ同じですが、そういう考え方でいく限りは、まだ土地の方の建設公債を含めて額というもののは、借金というのはどんどん多くなつてしまふわけですから、そういう点はどうなんですか。

たとえば交付公債でやるとか、借りられるものは借りるとか、そうすればそれに対して賃料が払われるわけですから、金利分の負担というのは地主の方はなくなるわけですから、その辺をもつと機動的といいますか、あるいは現実的な方法をとらえていくということになれば、私はそういう国の財政圧迫というような問題も軽くなつっていくんじゃないか。皆さんの方の考へているのは、とにかく自然増収とあとは税金で、あとは若干行政改革によってひねり出そうというんですが、いまそう簡単にその行政改革だってできないと思うんですよ。だから、もう少し大胆にその辺を転換していくくといふお考へ方はできないんですか。

○政府委員(加藤隆司君) 第一点の道路、国道の問題でございますけれども、道路整備事業の中の配分をこらんいただきますと、最近時におきましては、地域住民の足を確保するという観点からの市町村道とか、街路とか、あるいは積雪寒冷地の事業だとか、そういうふうなものにかなりウエートを置かれてきております。それから国道もある程度問題といたしましてバイパスが絶えず必要になつてくるわけでございます。経済が伸展いたしましたと、一号の場合でもかなりバイパスをやっておりります。そういうふうな問題がございまして、道路の整備水準、というのではなくなかなか満足な水準に至らない。それから同時に生活面に密着した道路網の整備というのにも相当アспектが貫かれてきておるわけでございます。

それから第二点の土地の問題でございますが、

これはいろいろな考え方がございます。土地の値上がりと金利と比較すると、金利の方が東来たから、借金をして先に土地を買つちまた方がいいじゃないかというような議論をなされた時代もござります。ただ私どもとしては、道路の投資需要というのは非常に大きいわけでございますから、そういうような余りに機動的、彈力的なやり方をやりますと、財政過渡につながると、いうような危惧もなきにしもあらずであったわけでございまして。そこで、いろいろな補助事業の場合など一年先ぐらいまでは計算に織り込むとか、そういううなことを便宣現実に即してやってきておりますけれども、全般的に交付公債というようなもので土地を買つちまうというようなやり方をやることについては、かなり消極的にきたわけでございまして。それは投資需要が大きいなるがゆえに放漫に流れれるというような問題を念頭に置いてきたわけですがございますけれども、今後ただいまのガソリン税の一般財源化の問題、こういううな問題というのは、かなり道路投資の財源需要ということだけではなくて、いろんな各般の観点から検討しながらきやいかぬと思います。ただ先ほど申し上げましたように、昨年の暮れの税制調査会におきまして、道路財源の充実強化はなお必要であるというふうな答申などを出ております。いろんな議論があるわけでございます。ですから、御指摘のように問題意識私どもを持っておるわけでございまして、そういううなものを含めまして、これからいろいろな観点からの検討はしなければいかぬと、いうふうに思います。

ん、それから費用の面だってもう幾らか安い、それだけの差額というものを考えてみれば、私は、地方債なり国債なりの利子分よりずっとプラスが多いと思うんですよ。そういう点で、国民の目によくわかり、国民の利益につながるものというのには、その換金のシステムさえできれば、必要なときにはその公債を売つて換金する、賄金と同じような、株と同じようなものですね。こういうような形に公債というものを発展させていくてもいいんではないか。ただ、これ目に見えないような、国民の理解の得られないような事業には、私はむずかしいと思うんです。国民の利益に得られるようなものは、そういう意味では永久債なども一部に取り入れていってみる、こういうことは考えてみたことはございませんか。私は、ある程度は、初めのうちはなかなかむずかしいと思います、これは。恐らくこれだけ国債の発行というものが定着してくれば、特に建設国債の部分なんかでは、そういう永久債をやつても、とにかく支持を得られるということはあり得ると思うんですね。

うしてある点で国民に提示をしていてみる、そ
ういうことが必要だろうと思うんですが、これは
大臣なり理財局長なり、単なる今までと同じよ
うな一律的な国債発行だけでやっていくというよ
りも、もう少しいろんな形を変えたもので、ある
いは国民の理解できるようなものにしていく、そ
のことが私は、これから国債発行やっていく上に
考えてみなればいかぬ問題だと思うんですが、
これは大臣とか理財局長い方がですか。

○政府委員(加藤隆司君) 御指摘のようなお考え
もあり得ると思うんでござりますけれども、一つ
は、財源を特定化しますと、何としてもこれは硬
直化の原因になるわけでござります。

○竹田四郎君　確かに今まで財政法の点で、これは著しく均衡財政とれということを今までだって厳しく決められているわけです。それをあなたたち守っていないわけよ、こんなに厳しくたって守れないんですよ。私も、こういう点はむしろ国債の流通の問題でそこに歯止めをかけていたくて、国債を売りたくたって売れないと、売れないと、売れないと、これは必然的に国債の発行を少なくせざるを得ないわけですね。そういうことになれば、これは必然的に国債の角度から検討してみなければならぬと思いますけれども、一つの見識としてこれはひとつ勉強してまいりたい、かように考えております。

われであります。しかし、これは日銀の問題で、どうやら余り大蔵大臣がああせい、こうせいといつになれば、日銀の中立性を侵すということになると、ますけれども、しかし私は、マネーサプライの一年間の見通しというものを発表するように考へてみたらどうだろうか、それが一つの国債に対する私は歯どめになつていくんじゃないだろうか、こういうふうに思ふんですけれども、これは話題が國だって事前に公表しておりますよ。西ドイツとしてもアメリカにしてもイギリスにしてもやつてゐるわけです。そういうところからこの国債の流れ通り回り、こういうことも絡んでくるわけでありますけれども、そういう経済法則に基づいてのゆ

ないと思いますけれども、まあおよそ借金というの
のはしない方がよろしいわけですが、借金をする
以上はやはり気をつけてやらにいかぬと。まして
て国債につきましていろんな形における歯どめと
いうものがいま私は必要であろうと、それが一
つの歯どめだけではなかなか効かないと思いま
す。したがいまして、先生のおっしゃるような国
債自身における金利の決め方にについても、それか
らまあ、あるいは国債費がかさむとか、あるいは
金利が高いとかということからくるところの歯ど
めという問題が当然に登場してくるであろうと、
ただ、その場合にもやはり背景がございまして、
そういう歯どめが効くような市場といいますか、

わけです。しかし、これは日銀の問題でどうか、余り大蔵大臣がああせい、こうせいということがになれば、日銀の中立性を侵すということになりますけれども、しかし私は、マネーサプライの一年間の見通しというものを発表するように考えてみたらどうだろうか、それが一つの国債に対する私は歯どめになつていくんじゃないだろうか、こういうふうに思うんですけれども、これは諸外国だって事前に公表しておりますよ。西ドイツにしてもアメリカにてもイギリスにしてもやつてあるわけです。そういうところからこの国債の流れと利回り、こういうことも絡んでくるわけありますけれども、そういう経済法則に基づいての歯どめといふものをかけていかなければ、ただ単に法文上でやるだけじゃ意味ないとと思うんですね。そういう点で大蔵大臣どうなんですか、マネーサプライなどいうものを発表をしていく、どうせそれは当たらないと思いますよ。政府の経済見通しだって当たったことはないですからね。それは当たらなかつたといって責任とった大臣と、いうのはないわけでありますから、私はそういう形で、国民的に国債の及ぼす影響というものを監視ができる、こういうシステムをつくる方が、口で財政の健全化云々というよりも、実際そういう形でストップがかかると、あるいは低金利にないでもっと市場金利に発行条件を仕していくと、そういう形でやっていかなければ、口で幾らとめる法律で幾らとめると言つたって法律の、これをくぐつてやつてきているんですから、現実に、そういうふうな自動的な歯どめの装置を私はつくる以外にないんじゃないかと思うんですけれども、その辺どうですか。

〔理事戸塚進也君退席 委員長着席〕

それから、発行した後における国債の監視と申しますか管理と申しますか、そういうものがやはりありますので、いまのマネーサプライ問題も含めまして、私は当分は国債を発行するときに、やはりますかおろつてこなければならないであろう。同時に

〔委員長退席 理事戸塚道也君着席〕

○政府委員(岩瀬義部君) いまの先ほどから先生の御意見は、まあ国債を発行するに当たっていろいろな歴どめのいろんな御見識を御披露なさまして、大臣もこの点について一つの御見識とすることを表明されたわけでございますが、私たちの考え方は、まあ先生の御意見と余り違

に、先生はいま財政論の方からおしゃいましたいわゆる歯どめ論につきましては、マネーサブルアイの動向というものを見ることも一つの方法であろうかと思います。それはどうもマネーサブライというのとは、通常結果というか、経済の動きの結果が出てくるということになるものでござりますから、それをどういうふうにマネーサブライ

第五部 大蔵委員会会議録第十二号 昭和五十二年五月十九日

【參議院】

をリードしていくというような形にはなかなかなりにくいかと思います。しかし、結果から顧みてこれから先の将来を予測あるいは断じるといふか、マネーサプライが非常に増加しつつあるような状況のときに、警戒信号の旗を上げるというようなそういう形のものは、私はこれからどんどん手法として取り入れるべきではなかろうかと

気がよからうが悪からうが、それだけは自分の食うものも詰めても貯蓄していくという、そういう構造になっていると思うんですね。これは社会保障が徹底して教育費も積まなくてよろしいと、住宅を取得する金も要らぬということになりますれば、これはもっと貯蓄率は私は下がるだうと思いますよ。

には、この個人の高い貯蓄率によって流れ込んだ資金が、これが適正に国民経済の各部門に運用されるということが必要になってくるわけでござります。で、この個人の貯蓄余剰が、これが政府・公共部門あるいは企業部門に流れるというのが從来からの日本の金融のパターンでございますけれども、先生御指摘のとおり、最近のように企業の設備

間への刺激を与えていくと、民間への刺激が出てまいりますと、そこに民間の資金需要が出てまいりますから、いずれにしましてもそれはまた民間の資金需要という形においてまた資金調達が行われていく。それは私は、いかに低成長時代でありますても形はそんなに大きく変わってくるといふものではなかろうかと思ひますので、そこは私ども

やつぱり国債をこれだけ大量に発行されて財政の中に占めてまいります以上は、仮に単年度だけ見て、もし国債がゼロであっても、残高というものは膨大なものでございます。したがつて、その膨大な市場に出ている国債の管理というものをおろそかにするわけにはまいりませんし、それをおそろそかにしておると、新しい発行というものは恐らく不可能になつてくる。そういう意味で今

れだけの金というのは出てくるわけですね。それで郵便局に積まれ銀行に積まれるという形になるわけなんです。これには金利を払わなくちゃならぬということになれば、この金はどうへ使うか。こういうような形で、いままではそれが民間の設備投資にその金が使われていたと。間接金融といふ独特な日本的なものをしてきたわけですがれ

なっておるわけでござります。そこで、相対的に、政府公共部門その他の公共部門、あるいは個人部門の住宅投資を中心とした資金量がふえてまいったるわけでございまして、これから当面数年間の資金の流れといったしましては、この傾向がますます大きく強まってくるんではないかと、このように考えております。

それは今後の予測につきまして、私自身といつしましては、個人の金融資産がもつと多様化して、貯蓄一点張りでなくて、債券部門とかそういうもの、あるいはもつとほかの金融資産にいろいろ回って多様化されていくべきであるというふうな考え方を持っておりますが、それはいかなる形において貯蓄されようとも、それを使う側といつ

うものが、ある意味においてはいろんなものの歯どめの武器を、七つ道具と申しますか、そういうようなものが必要になってくるであろう。そういうものの中にいまのマネーサプライというものは、やはり一つの大きな要因として、これはむしろ経済の動向の結果を見る側からの一つの道具ではなかろうかというふうな感じをいたしておりま

なんですがね。これはだれか銀行局関係の人、その辺は一体、これから金の動きといふものは銀行局はどういうふうに金が流れていくというふうにお考えなんですか。私は、そっちへ行かなければ、仕方がなしにこれは、社会資本おくれていいんですから、その金は社会資本に回っていかざるを得ない。それでなければ、徹底的に社会保障制度をやって財蓄率を落としていく。そういうふうにならなければ、とにかく庶民の財金というのは

使わないということになれば、公共部門がその金を使わざるを得ないと、ことになる。そうすれば、これは財政投融資によるにしても何によるにしても、国が借金をせざるを得ないと。こういうものは私はこれからずっと統いていくんじゃないのか、そういう構造になつていくんじゃないのか、と、こういうふうに思つてますが、理財局長なり大蔵大臣どうですか。私は、金はそういうふうにもう流れていかざるを得ない。したがつて、国が

使い、民間部門はいつも逼塞しているということになりますと、それは逆に言えば、ますます財政は借金をし、税収は上がらず、さらに公的部門の借金がふえていつて、結局は民間が逼塞してしまいうというような形になつてはいかぬのでございまして、財政の主導型という意味は、ある程度、やはりいまのような時期にはそういう民間の資金を、民間の資金というか預貯金を動員しても、財政の一翼を狙いながら、国債と、いうものが景気

企業の銀行離れという話が出ているわけですけれども、確かに民間設備投資が多くならないということになれば、企業 자체がみずから自己資金によって賄つて金利の負担を下げていくというのは当然だと思うんですけども、日本のお金の機造というのを見ますと、私は、基本的に貯蓄率が高過ぎるということが非常に大きな問題があると思うんですよ。これがこれからは悩みの一つだと思うんですよ。ですから、国民党はいまの状態では何かに備えて貯金しなくちゃいかぬというから、二〇%から三〇%の貯蓄率というものは、景

田さんは貯金が好きなんですが、私は貯金を獎励するほど悪い政治家はいないと、こう思っていますよ。貯金をしなくても生活ができるようになりますばいいんですよ。そつちをしないから、不況の中であっても物価高の中であっても貯蓄はどんどん高まる。その辺の今後の金の動きの仕組みというのは一体どうなっていきますか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、日本の個人の貯蓄率は非常に高いわけございまして、欧米諸国は大体一〇%前後でござりますが、日本の場合には二五%前後ということになりますまして、金融を円滑に運営してまいるため

借金というものはふさわしいを得ない、だから、幾ら主計局次長が健全財政健全財政と言つても、その金は流れござるを得ないと、こういふうに思いますがどうですか。

○政府委員(若瀬義郎君) いまの個人の金融資産といふものは、御指摘のように預貯金が大体半分ぐらいになっておるわけでござりますが、その金を、それは銀行が預かり郵便貯金になっておる、それをまた使つておるわけですが、それが、それが、國が財政的に――どちらかと言えば經濟が――いうふうな状況のときには、やはり財政主導型の形で資金が調達されていく、そしてそこでもつと資金が公的な分野から出されて、いってやはり民

○竹田四郎君 時間がありませんから、もう少しこの議論をしたいんですけども、時間が限られていますので、それはあなたの言うような極端な、民間の方は全然金が行かないで、公共部門ばかり全部行っちゃうということはないでしょ、これは。それ活動が起つてくるということが前提でございませんと、永久にそういうことが続くということになりますと、私は恐らく経済の循環というものが崩れていくというふうに考えるわけでございま

うのは一体どうなつていきますか。
○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、
日本の個人の貯蓄率は非常に高いわけでございま
して、欧米諸国は大体一〇%前後でござります
が、日本の場合には二五%前後ということになつ
ておりますし、金融を円滑に運営してまいるため

を、それは銀行が預かり郵便貯金になっておる、それをまた使つておるわけでござりますが、それが、國が財政的に——どちらかと言えば經濟が、ういうふうな状況のときは、やはり財政主導型の形で資金が調達されていく、そしてそこでももう一つ資金が公的な分野から出されて、いってやはり民

○竹田四郎君 時間がありませんから、もう少しこの議論をしたいんですけども、時間が限られているからやめたいと思うんですけども、しかし、それはあなたの言うような極端な、民間の方は全然金が行かないで公共部門ばかり全部行っちゃうということはないでしょ、これは。そな

民間部門へ金が流れていくんでしょうか、景気のいいときには、民間部門へ金波がありますから、景気のいいときには、民間部門へ金が流れていくんでしょうけれども、しかし、今までのようなあいの実質十何%伸びるというような、そういうものは世界経済全体から見てみて私はあり得ないと思っています。もし実質一%ぐらい伸びてこちらなさいよ、日本に対する非難というのはもつと来るわけですから。どこかへ輸出しなくちゃならない。集中豪雨的な輸出にやっぽりなっちゃうわけですよ、世界経済全体から考えてみると。そうすると、やっぱり実質的に伸びたって八%ぐらい伸びりやもうそれで限度いっぱいだと思うんですよ、これからは。そうなれば、民間の設備投資へ流れる金といふものが流れが悪くなるわけですね。量が少なくなるわけですね。あるいは割合が少なくなるわけですね。そうすれば、どうしたってこれはいまのところ公共部門へ流れざるを得ないんじゃないですか。それをあえて断ち切るというなら、貯蓄率を減らす。どこかでなければ、できた金をそのままにしておくわけにはいきませんからね。たとえ銀行に預けたところで、銀行だってそれをどこかへ貸さなくちゃならぬわけでしょう。自分の金庫へ入れておいたってこれは意味ないわけですか。そうなりゃ民間部門へ行くか公共部門へ行くか。民間部門がうんと発展しないということになれば、これは公共部門へ流れていく。これは銀行が金くれるわけじゃありませんから、これからは財政というのは、どうしても借金的な財政にならざるを得ないと思うんですね。そういう中でもインフレを起こさずやっていくためのシステムというもののがこれからできていかなければ、今までのようだ、主計局長の言うだけの問題では——これは主計局長の悪口言うわけじゃない。これは今までの法律にあるからそれは守らざるを得ない。ということをおっしゃっているんですけれども、私はそういう新しいシステムというものを作つても、いかないとどうにもならないんじやないか。それは金融資産だつていろいろありますけれども、結局いま一番国民が持つておる金融資産とい

うのは民間部門のものですね。公共部門のものと
いうのはごくわずかですね。そうするとどうし
たって、公共部門のものというのを国民が金融資
産として選択できるという、こういうものをつ
くっておかなくちゃいかぬじゃないですか。それ
には国債にしたって地方債にしたって、金にした
いときにはいつでも売れる、余りロスなしに売れ
るという、こういうシステムが全然ないわけで
しょう。だから私は、これからは非常にその点は
困ると思うんですね。金の方はどうどんどん集まつて
くる、なかなか使い道がない、使いたいけれども
それが消化の方法がないというのが私は現状じゃ
ないかと思うんですよ。そういう意味で、もう公
社債市場を整備して、ここで容易に換金ができる
、こういうシステムを早くつくらないと行き詰
まっちゃうんじゃないか、こう思ふんですよ。そ
して同時に、ある一定の歯どめというものがその
中につくられていかないと、なるほどそれは健全
財政を維持しなくちゃならぬけれども、それとの
関連というのは私は出てくるんじゃないかと。そ
の辺は早急にひとつシステムをつくることを考
えていただきたいと思うんですが、もう少しこの問
題やりたいんですけど、もう時間が来ましたから、
御答弁がもありましたら御答弁をいただきたい
し、答弁がなければ要りません。

午後四時十三分開金
員長(安田隆明君)

○委員長(安田隆吉君) 趨勢、実力に応じた財政という形で、実力以財政の力を出そうとすることが、それがもしもによって弱られるならば恐らく私は破綻するいます。その辺は財政自身の私は宿題であります。同時に、出されるところの国債の市場管理としては、御指摘の点を十分私どもも怠頭に入ら進んでまいりたいと思います。

○委員長(安田隆吉君) 午後四時十三分開会

○委員長(安田隆吉君) 午後零時四十一分休憩

國羽田空港よりは一等早くこの種の機械化、電算化といいますか、合理化というものが進んでいるのじやないか。で、配られていますこの資料によりましても、ロンドンのヒースロー空港あるいはパリのド・ゴール、オルリー空港、オーストラリアのシドニー、メルボルン等々で、すでに行われつゝあるしということであります。その点で、高度成長が続いているこの十数年という時期に、特に四十九年以降輸入貨物がすいぶんふえたというふうに承知をしていますけれども、そういうことであれば、もっと早くむしろこれは企画し実施されてもよかつたのじやないのかというふうに思うわけです。その点どうであつたかということと

○福間知之君 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案それから国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、私この二つに關しまして若干の質疑をしたいと思います。

ただいま午後から羽田の航空貨物の集積あるいは税関手続に関する現場を見てまいったわけであります、が、実感が残っているところで、まず最初にこの問題について少しく伺いたいと思います。

私は、いまの羽田の貨物さばき、税関手続を見まして、なかなか大変な業務であるなど、こういう印象を持ちましたし、したがって、いま御提案されておりますこのコンピューターの導入によるいわゆるNACCSというシステムですね、やや遅きに失しているのではないかというふうな印象すら受けたわけです。と申しますのは、私も海外の旅の経験をかなり持っていますけれども、具体的に海外の空港における貨物をさばく実態はもちろん見ているわけじゃありませんが、空港自体の規模あるいは施設の充実度合いなどから見て、わが

○政府委員(旦弘昌君) ではどう考へて対処しようとしているのか、この二点まずお聞きしたい。

第一点につきましては、きょうごらんいただきました羽田空港の施設は、おっしゃるところ諸外国の施設に比べましてかなり劣つておるのでございます。と申しますのも、これはもう数年前から成田に移転が毎年予期されてしましましたので、新しい投資がされないというような事情があつたわけでございますが、成田空港自体は諸外国に比べましても、その扱い量に比例した施設であるわけでございます。したがいまして、私どももいたしましても、この増大する航空貨物の処理のために、一日も早く成田に移れば、そういうような混乱も少なくなるという期待をしておる次第でござります。

御指摘のこのシステムの開発が遅きに失したのではないかということをございますが、おっしゃいましたように、一九七一年に、まずロンドンのLACES、いわゆるLACESというシステムが稼動しまして、これが世界で第一番目でござ

します。その次に昨年の六月にフランスの空港で同じようなシステムが稼働したわけでございます。ドイツ、オーストラリアなどにつきましては、本年そのシステムを稼働させたいという計画があるのを存しておりますけれども、まだ動いておるとは聞いておらないわけでございます。したがいまして、私どものこのシステムが動きますれば、これは世界で三番目ということになるわけでござります。

で、おっしゃいますように、航空貨物の増大は、年を追って非常に急増しておりますので、さればこそそういうシステムをとらざるを得なくなつたわけでござりますが、このシステムの開発につきましては、これは民間も関与する問題でござりますので、かなり時間がかかったのが実情でございます。で、当初、約十年近く前でございましたけれども、われわれとしましては、将来は電算化をしないと、人もふえないでの、早くその検討を進めるべきであるということで、空だけでございませんで、海も含めたところでひとつ検討してみようということで、暗中摸索を始めたのが約十年前でございます。その後いろいろ技術的な問題あるいはわからない点が、その当時はどこもございませんでしたので、独自でいろいろやってまいつたわけでございますが、そのうちにだんだん、海の問題はさておいて、空だけをひとつやろうということまでしぶってきましたわけでございます。それが四十六年の末であったわけでござります。で、ちょうどその年がロンドンのこのシステムが稼働した年であったわけでございます。その後、いろいろロンドンの例も参考としつつ検討を加えてまいりまして、官民合同で協議しました結果、昨年の五月に至りましたて官民ともこれでいこうとすることで業界の参加の意思も表明されて、それでことしこの法案をお願いしたということでございます。何分にも新しい分野でございますので、そういうような事情で時間をとつたわけでござりますが、法案が成立いたしますれば、可及的速やかにシステムの開発を進めて、業務も開始させて

○福間知之君 羽田空港にいま一日当たりでは三百五十トンの荷物が到着をし、処理をしなきゃならぬと、こういうことだと言われているんです。が、それは正しいんですね。

○政府委員(且弘昌君) 先ほどの第二の点をちょっとお答えし忘れましたので追加させていただきますが、仮に、本年内に成田開港ということになりますので、成田でスタートするということになるわけでございます。しかし、この計画は成田移転計画とは一応関係のない計画でございまして、もしさうの成田開港がおくれますれば羽田で早急に実施いたしたいと、つまり来年の予定のとおりでありますれば、七月に羽田で実施をいたしたい。そしてその後成田に移転ということになりますれば、その端末機を移動するという手間がかかるわけでございますけれども、これもやむを得ないことでございますが、成田開港とは切り離しましてできるだけ早く、このシステムに乗りたいというのが第二の点のお答えでございます。

それから、ただいま御質問になりました航空貨物の量の問題でございますけれども、これはまず一件数で申し上げますと、羽田と伊丹と合わせましたところで昨年、曆年で申告件数が六十五万五千件ございます。これは五年前の四十六年には、これが四十五万七千件でございましたので、この五年間に四割三分増になったわけでございます。同じ五年間に海上貨物はどれだけふえたか、これは全国でございますけれども、ふえたかと申しますと、一割五分ふえたわけでございます。したがいまして、この航空貨物のふえ方というのは海上貨物の約三倍であるということでございます。

○福間知之君 いや、それで二番目にお聞きしたように、たとえば羽田の場合に一日に三百五十トン余り着貨すると、こういうことだと聞いています。ですが、その程度なんですか。私は三百五十トンというのは、たとえばジャンボ機の場合、何回

○政府委員(亘弘昌君) 量でござりますけれども、昨年一年で、これは羽田と伊丹と両方合わせた数字になつておりますけれども、一年間で十五千トンの航空の輸入貨物量がございました。したがいまして、これを日数で割りますと、あるいは三百トン前後にならうかと思います。で、ジャンボ一機につきまして八十トンほど荷物が積めるそうでございますから、三百トンとしますと四機分ぐらいでございます。

○福岡知之君 それで、余り細かいことをお聞きする時間がないんではしょらざるを得ないんです
が、今回この電算機を導入されて、いわば通関の手続の合理化、近代化ということが主たるねらいのようでござりますね。通関の手続というもの、私はいま現場を見せていただいて、同じ導入するなんならばもう少し、私ども民間人の目から見れば、業務の拡大を考えてしかるべき作業がたくさんあるような気がしたんですが、当然ここに至るまでの当局としての検討の中にはそういう課題が含まれておったかと推察しますが、いかがですか。

○政府委員(亘弘昌君) 先ほど申し上げましたロンドンのヒースロー空港あるいはフランスのドゴール空港などの同種の業務内容について見てみますと、ロンドンの場合には主として通関業務、それに若干倉庫の荷物の業界の業務が入っております。それからフランスの場合には、全く通関の業務だけでございまして、非常に政府の仕事といいますか、それだけに限っております。私どもこの計画を考えましたときに、そのイギリスあるいはフランスのような方式でいくのか、これは結局は民間の方にも負担をしていただくわけでござりますが、それだけに限っております。私どもこの計画を考えましたときに、そのイギリスあるいはフランスのような方式でいくのか、これは結局は民間の方にも負担をしていただくわけでござりますので、それでありますれば、単に通関の迅速化ということだけではなくて、民間の側で役所とは別に受益される分野があるんじゃないか、そういうのもを取り入れて考えた方が、より経済的ではないかという考え方でスタートしたわけでございました。したがいまして、その点で非常に大きなメ

リットはやはり官民ともにこの通関をめぐる合理化でございますけれども、民間側のメリットといたしましては、そのほかに在庫の管理、それから倉敷料の管理、あるいは料金の計算というような部門もこのコンピューターに乗せてそれで処理するということで、その面では英、仏の計画よりはかなり範囲が広いというふうに考えております。

○福間知之君　いや、いまおっしゃられた話の最後で、在庫管理とか倉敷の管理とか、あるいは手数料といいますか費用の管理とか、それは民間ベースでやることにするというわけなんですか。

○政府委員(亘弘昌君)　民間の業界の方がそれをいまして、それは役所側には関係のない話でございます。通関業者の方が輸入者から幾ら手数料を取ろうというような計算もこのコンピューターでするわけでございまして、それは税關の側は何も関係ないことでございますが、同じこのシステムで通関業者の方はいまの点で使えるということでございます。こういうことはイギリスとかフランスのシステムではやっておらないわけでござります。そういう意味で、いまの一例でございますけれども、そういう意味でわが方の案の方が内容が広いと、民間の利用度も高いということを申し上げたわけであります。

○福間知之君　いや、これは余り時間ないので聞けませんけれども、先ほど見た印象では、たとえばスカイラックなんかがございましたね。あれはなかなかいいシステムを採用されていると思ったんですけれども、それにしても規模が余りにも小さ過ぎます。あれはもとと本格的に空間を活用する、そのため必要な機械をやっぱりもう何台も備えていいんじゃないかなと、私はそういうような感じがしましたし、またあ手狭な空港のことですから、当然といえば当然かもしれないが、余りにも難然とし過ぎている。あれじゃ間違ひも起こりかねないなど、こういう印象も受けました。ああいう部分に私はコンピューター・システムの導入という

ことがあっていいんじゃない。それは民間の仕事とは違うのじゃないか。税関の仕事ではないのか。お手伝いする人は、たとえばヘルメットをかぶつてきておった人がたくさんおりますが、それは税關の職員じゃないようですか。通関業者の職員らしいですが、それはそれとして結構ですか。結構ですけれども、システムそのものは、あれは民間が投資してやる筋のものではないと思つておったんです。民間業者自身がそうした後でどうされるかどうかというのは、これは民間の責任でやるべきですけれども、あの税關の中における責任は私は税關じゃないのかと、こう思つているんですがね。

○政府委員(旦弘昌君) 先ほどごらんいただきました時間が非常に短かったのと、それから非常に騒々しいところでございましたので御説明が十分でなかつたかも知れませんが、いま御指摘のス

カラック、先ほどごらんいたきましたスカラックは、あれは税關の施設ではございません。

あれは、あそこで通称 IAC-T といっておられます

倉庫業者の施設でござります。たまたま支署長が御案内いたしましたので、役人が御案内いたしま

したので、税關の施設のよう御印象をお与えし

たかと思いますが、あの出来た後で検査場がございました。小さなところでござりますが、そこ

が税關の施設でございまして、いろいろな荷物を仕分けしたりなんかして出てくるところまで、

そこは税關の施設でございません。しかし、あのスカラックのような施設は、あれも大分くたびれておりましたけれども、原木にやはりああいう施設がございまして、これは成田空港の開港を予期してつくったものでござりますので、あれよりもるかに近代的で大規模な施設がすでにできております。現在荷物がそちらに行きますと、それで稼動しております。羽田の方は、先ほども申し上げましたような事情で、成田に移りますれば

施設が要らなくなるわけでございますので、したがいまして、新しい投資をほとんどしてないた

めに非常に古めかしくて汚らしいという御印象を

お与えしましたけれども、向こうに移りますれば、非常に近代的な施設がすでにできるわけでございます。その点を御了承いただきたいと思います。

○福間知之君 これもはします。

そこで、いまのお話に出ましたように、あい

う施設、ああいう荷物さばきの場面は通關の業者にゆだねられていると、こういうことでございま

すね。

そこで、先ほどもちょっと中途半端だったんですけど、東京税關で話をしてもうたんですけれども、その通關の業者というのは、羽田に限ってお

も、その通關の業者と云うのは、羽田に限ってお

聞きましょう。大阪、伊丹は別、横浜は別と、

こういうことで、羽田の場合何十社ぐらいあるの

かということ。それからたとえばだいまの御答

弁にありましたように、空港の中にすこし通關

らく移転をする、こういうことになろうと思いま

す。その前段の問題として、何かいま羽田の税關

には三百五十人おると言つておりましたかね、七十人と言つておりましたか、その人々も向こう

へかわらなきゃならない。そうすると宿舎の問題

も出でくる。業者の場合も事務所あるいは勤いて

いる人の宿舎、これはまあ民間のことですから当然

然別個の問題ですけれども、そういう問題が出て

まいりますね。そういうことに伴つて必要な処置

がもうとられているのかどうか。あるいはまた、

そのことと関連して、このシステム全体の導入

に、そのものに關係の労働組合との間で合意は得

られておつて問題はないのかどうか、この点をお

聞きたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) まず第一に、成田がオーブンいたしますと、おっしゃいますように羽田の

税關の職員は大部分がそちらに移動するわけでござります。一部の外國航空機がもし入ってくると

いたしますと、その貨物の扱いは、先ほどおいで

いただきました本館の方から随時派遣をいたしま

して、この処理をするということにいたしたいと

考えております。この大部分の職員の事務所ある

いは宿舎等につきましては、もう数年前に完成い

たしております。それで、待つておる状態でございま

す。

それから、労働組合の問題でございますが、こ

れもはします。

そこで、先ほどもちょっと中途半端だったんですけど、東京税關で話をしてもうたんですけれども、その通關の業者というのは、羽田に限ってお

も、その通關の業者と云うのは、羽田に限ってお

聞きましょう。大阪、伊丹は別、横浜は別と、

こういうことで、羽田の場合何十社ぐらいあるの

かということ。それからたとえばだいまの御答

弁にありましたように、空港の中にすこし通關

らく移転をする、こういうことになろうと思いま

す。その前段の問題として、何かいま羽田の税關

には三百五十人おると言つておりましたかね、七十人と言つておりましたか、その人々も向こう

へかわらなきゃならない。そうすると宿舎の問題

も出でくる。業者の場合も事務所あるいは勤いて

いる人の宿舎、これはまあ民間のことですから当然

然別個の問題ですけれども、そういう問題が出て

まいりますね。そういうことに伴つて必要な処置

がもうとられているのかどうか。あるいはまた、

そのことと関連して、このシステム全体の導入

に、そのものに關係の労働組合との間で合意は得

られておつて問題はないのかどうか、この点をお

聞きたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) まず第一に、成田がオーブンいたしますと、おっしゃいますように羽田の

税關の職員は大部分がそちらに移動するわけでござります。一部の外國航空機がもし入ってくると

いたしますと、その貨物の扱いは、先ほどおいで

いただきました本館の方から随時派遣をいたしま

して、この処理をするということにいたしたいと

考えております。この大部分の職員の事務所ある

いは宿舎等につきましては、もう数年前に完成い

たしております。それで、待つておる状態でございま

す。

それから、労働組合の問題でございますが、こ

れもはします。

そこで、先ほどもちょっと中途半端だったんですけど、東京税關で話をしてもうたんですけれども、その通關の業者というのは、羽田に限ってお

も、その通關の業者と云うのは、羽田に限ってお

聞きましょう。大阪、伊丹は別、横浜は別と、

こういうことで、羽田の場合何十社ぐらいあるの

かということ。それからたとえばだいまの御答

弁にありましたように、空港の中にすこし通關

らく移転をする、こういうことになろうと思いま

す。その前段の問題として、何かいま羽田の税關

には三百五十人おると言つておりましたかね、七十人と言つておりましたか、その人々も向こう

へかわらなきゃならない。そうすると宿舎の問題

も出でくる。業者の場合も事務所あるいは勤いて

いる人の宿舎、これはまあ民間のことですから当然

然別個の問題ですけれども、そういう問題が出て

まいりますね。そういうことに伴つて必要な処置

がもうとられているのかどうか。あるいはまた、

そのことと関連して、このシステム全体の導入

に、そのものに關係の労働組合との間で合意は得

られておつて問題はないのかどうか、この点をお

聞きたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) まず第一に、成田がオーブン

いたしますと、おっしゃいますように羽田の

税關の職員は大部分がそちらに移動するわけでござります。一部の外國航空機がもし入ってくると

いたしますと、その貨物の扱いは、先ほどおいで

いただきました本館の方から随時派遣をいたしま

して、この処理をするということにいたしたいと

考えております。この大部分の職員の事務所ある

いは宿舎等につきましては、もう数年前に完成い

たしております。それで、待つておる状態でございま

す。

それから、労働組合の問題でございますが、こ

れもはします。

そこで、先ほどもちょっと中途半端だったんですけど、東京税關で話をしてもうたんですけれども、その通關の業者というのは、羽田に限ってお

も、その通關の業者と云うのは、羽田に限ってお

聞きましょう。大阪、伊丹は別、横浜は別と、

こういうことで、羽田の場合何十社ぐらいあるの

かということ。それからたとえばだいまの御答

弁にありましたように、空港の中にすこし通關

らく移転をする、こういうことになろうと思いま

す。その前段の問題として、何かいま羽田の税關

には三百五十人おると言つておりましたかね、七十人と言つておりましたか、その人々も向こう

へかわらなきゃならない。そうすると宿舎の問題

も出でくる。業者の場合も事務所あるいは勤いて

いる人の宿舎、これはまあ民間のことですから当然

然別個の問題ですけれども、そういう問題が出て

まいりますね。そういうことに伴つて必要な処置

がもうとられているのかどうか。あるいはまた、

そのことと関連して、このシステム全体の導入

に、そのものに關係の労働組合との間で合意は得

られておつて問題はないのかどうか、この点をお

聞きたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) まず第一に、成田がオーブン

いたしますと、おっしゃいますように羽田の

税關の職員は大部分がそちらに移動するわけでござります。一部の外國航空機がもし入ってくると

いたしますと、その貨物の扱いは、先ほどおいで

いただきました本館の方から随時派遣をいたしま

して、この処理をするということにいたしたいと

考えております。この大部分の職員の事務所ある

いは宿舎等につきましては、もう数年前に完成い

たしております。それで、待つておる状態でございま

す。

それから、労働組合の問題でございますが、こ

れもはします。

そこで、先ほどもちょっと中途半端だったんですけど、東京税關で話をしてもうたんですけれども、その通關の業者というのは、羽田に限ってお

も、その通關の業者と云うのは、羽田に限ってお

聞きましょう。大阪、伊丹は別、横浜は別と、

こういうことで、羽田の場合何十社ぐらいあるの

かということ。それからたとえばだいまの御答

弁にありましたように、空港の中にすこし通關

らく移転をする、こういうことになろうと思いま

す。その前段の問題として、何かいま羽田の税關

には三百五十人おると言つておりましたかね、七十人と言つておりましたか、その人々も向こう

へかわらなきゃならない。そうすると宿舎の問題

も出でくる。業者の場合も事務所あるいは勤いて

いる人の宿舎、これはまあ民間のことですから当然

然別個の問題ですけれども、そういう問題が出て

まいりますね。そういうことに伴つて必要な処置

がもうとられているのかどうか。あるいはまた、

そのことと関連して、このシステム全体の導入

に、そのものに關係の労働組合との間で合意は得

られておつて問題はないのかどうか、この点をお

聞きたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) まず第一に、成田がオーブン

いたしますと、おっしゃいますように羽田の

税關の職員は大部分がそちらに移動するわけでござります。一部の外國航空機がもし入ってくると

いたしますと、その貨物の扱いは、先ほどおいで

いただきました本館の方から随時派遣をいたしま

して、この処理をするということにいたしたいと

考えております。この大部分の職員の事務所ある

いは宿舎等につきましては、もう数年前に完成い

たしております。それで、待つておる状態でございま

す。

それから、労働組合の問題でございますが、こ

れもはします。

そこで、先ほどもちょっと中途半端だったんですけど、東京税關で話をしてもうたんですけれども、その通關の業者というのは、羽田に限ってお

も、その通關の業者と云うのは、羽田に限ってお

聞きましょう。大阪、伊丹は別、横浜は別と、

こういうことで、羽田の場合何十社ぐらいあるの

かということ。それからたとえばだいまの御答

弁にありましたように、空港の中にすこし通關

らく移転をする、こういうことになろうと思いま

す。その前段の問題として、何かいま羽田の税關

には三百五十人おると言つておりましたかね、七十人と言つておりましたか、その人々も向こう

へかわらなきゃならない。そうすると宿舎の問題

も出でくる。業者の場合も事務所あるいは勤いて

いる人の宿舎、これはまあ民間のことですから当然

然別個の問題ですけれども、そういう問題が出て

まいりますね。そういうことに伴つて必要な処置

がもうとられているのかどうか。あるいはまた、

そのことと関連して、このシステム全体の導入

に、そのものに關係の労働組合との間で合意は得

られておつて問題はないのかどうか、この点をお

聞きたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) まず第一に、成田がオーブン

いたしますと、おっしゃいますように羽田の

税關の職員は大部分がそちらに移動するわけでござります。一部の外國航空機がもし入ってくると

いたしますと、その貨物の扱いは、先ほどおいで

いただきました本館の方から随時派遣をいたしま

して、この処理をするということにいたしたいと

考えております。この大部分の職員の事務所ある

いは宿舎等につきましては、もう数年前に完成い

たしております。それで、待つておる状態でございま

す。

それから、労働組合の問題でございますが、こ

れもはします。

そこで、先ほどもちょっと中途半端だったんですけど、東京税關で話をしてもうたんですけれども、その通關の業者というのは、羽田に限ってお

も、その通關の業者と云うのは、羽田に限ってお

聞きましょう。大阪、伊丹は別、横浜は別と、

こういうことで、羽田の場合何十社ぐらいあるの

かということ。それからたとえばだいまの御答

弁にありましたように、空港の中にすこし通關

らく移転をする、こういうことになろうと思いま

す。その前段の問題として、何かいま羽田の税關

には三百五十人おると言つておりましたかね、七十人と言つておりましたか、その人々も向こう

へかわらなきゃならない。そうすると宿舎の問題

も出でくる。業者の場合も事務所あるいは勤いて

いる人の宿舎、これはまあ民間のことですから当然

然別個の問題ですけれども、そういう問題が出て

まいりますね。そういうことに伴つて必要な処置

がもうとられているのかどうか。あるいはまた、

そのことと関連して、このシステム全体の導入

に、そのものに關係の労働組合との間で合意は得

られておつて問題はないのかどうか、この点をお

聞きたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) まず第一に、成田がオーブン

は、これは税関も含めてござりますけれども、従来と変わりますのは、端末機の借料、それから、回線の使用料等を負担するということになりますので、その分につきましては経済的に負担が増加するわけでございます。しかしながら、皆さん大体そういうことも御了解いただきまして、先ほど申し上げましたように、通関業者あるいは航空会社等ほとんど全部参加したいという御回答をいたしました。関係者の中で未回答でありますのは、航空会社のうちのごく一部、四社であつたと思ひますけれども、それだけがまだ回答をいたしております。関係者はすべてこゝに参加したいという御意向でございますので、その辺は御了承を得たものと考えておる次第でございます。残りました四社も、未回答であるということですございまして、反対であるということではないよう考へております。

細かい数字を擧げてどうこう言うわけじゃないん。ですからともかく、現に私どもは今まで、フィリピンの状況あるいはシンガポール、マレーシアの状況、またお隣の韓国の状況等いろいろ世上問題視されるようなことを耳にするわけであります、あるいはまた書いたものが目に映るわけであります。そういう点について、一体これはわが国では、どこが日常的監視といいますか、必要によつてはまた特定の要請などをするのか。外務省なんか、大蔵省なのか、両者寄つてやるのか。私は、援助が拡大していくと、ということを考えれば考えるほどその成果を期待したいのは当然のこととござりますので、そういう点について大臣はどういう所見を持っておられますか。

われわれが期待した所期の、何と申しますか、期待が実現されてくるであろうということを信じております。さような意味におきまして今後とも大いに力を入れていくべきであるということを感じております。

○福岡知之君 もう時間はありませんのでこれで終わりますけれども、私は大臣のおっしゃるようになぞう楽観的な見方はできないのではないかと思つてます。したがつて、これは今後の課題に残して、一度また新たな機会に当委員会でも議論をしたい、こういうふうに思つています。持ち越したいと思います。

○渡辺武君 私は、前回政府の発表された財政収支試算で大量の国債が今後引き続き発行されるということが一応試算として発表されておりますので、その国債が同じ五十五年度までの間にどう消化されるのか、それを保有者別の保有高という形で試算して発表すべきではないかという趣旨のことを申しました。これに対しても、いや、それをやるためににはさまざまな仮定を設けなきゃならぬということを理由として、いわば反対の内容の見解が答弁されたわけですが、仮定を設けると言えば財政収支試算自身が仮定の上に立つていることなんですね。大体この下敷きになつてある前期経済計画そのものも一つの目標であつて、それ自体として仮定だと思うんです。そしてそれにのつて五十五年度までに赤字国債を是が非でも解消するんだということを前提条件としてこういう試算が発表されているわけですから、仮定を設けなければできないんだというのは理屈にならぬと思うんです。私は、ただ、公債を発行しますよと言うだけでは、國民は一体そのことによつて国債がどういう影響を与えるのか、國の經濟全体とりわけ金融あるいははね返つて財政そのものにどういう影響があるのかという点に重大な関心を持つてゐるわけですから、どういうように消化できるのかという試算もぜひ計算して発表してほしいと思ひます。大臣この点御答弁いただきたいと思いま

○政府委員(岩瀬義郎君) いまの御質問は、先般の大蔵委員会でも先生から御指摘がございましたて、お気持ちは私も十分わかるわけでございますが、この前から問題になつております財政収支試算でもかなりの仮定を、いまおっしゃるよう前に提にしてつくられたわけですが、それはそれで、やはりああいうふうな数字が一度発表されたりますと、言葉は過ぎるかもしれませんけれども、数字としては一人歩きをする可能性がござります。ましてや、国債の消化というものは、たとえば昭和五十二年度をとりましても、まだ、年度間の発行額が決まっておりますけれども、それに対して年度前半にどのくらい、後半にどのくらいというような規模も大まかなところはつかんでおりますけれども、これはやはり金融環境等を勘案しながら決めていかなければならぬ。ましてそこの日本銀行のオペレーションだとか、あるいは月々の発行額の中で個人消化がどのくらいに進んでいくかということ、あるいはまたそれが日銀と運用部との関係でも、たとえば運用部の資金をもって日本銀行から国債を買うというようなことを考えますと、この五十二年度の年度末に一事保有者がどういう形で保有されているかというのを見きわめることはかなりむずかしいし、それは恐らく、たとえば買入オペ率を年間にどのくらいするとか、あるいはその間に、五十五年度までの間には景気の繁閑もございましょうし、そういうものを織り込んでいったり、あるいは国債が予定したよりも少なくて済むというような前提が、もしそういう経済環境がつくられれば、またそれを応じた国債の発行額が変わつてくるわけでござりますから、かなりの大胆な試算とということになりますので、そういう試算をつくってみることについて、私どもはそういうものを持たなければ、国債の消化あるいは国債に対しても十分わかるわけでございませんが、それは政府が発表いたしますとあたかもその政策の面において手落ちがあるというふうには私も考えていいんではないだろうか。むしろそういうことは一つの計算上は仮に出たとしましても、それは政府が発表いたしますとあたかもそ

「 いうようになるというふうに解釈されることの方がむしろ私どもは心配でございまして、保有者別という点は、五十二年度の年度末をとりまして私どもいまはっきりと数字を出すわけにはなかなかいきません。ましてや五十五年度末にどういう保有者別の内訳になつてあるかというようなことはずっと、まあこの前のときは勉強をいたしましたから御指摘がございましたのでお答え申し上げました。が、あれから勉強してみておりますけれども、なかなかそういういま申し上げたような理由で、どういう前提を置いていいかという、その前提そのものに私どもは必ずしもすぐ自分らで納得しておりませんので、そういう納得のできない前提に立ってさらに計算をするということにつきましてはお許し願いたいと、こういう感じでござります。

五十五年までには赤字公債はなくすんだと策目標を一応前提としてこういうものを出るわけでしょう。だとすれば、消化に当たってインフレの起こらないように、国民经济に起こさないように、こういうような消化をするということを出す義務が私はあると思うのですが。ぜひ先ほどのような内容のもしていただきたいと思いますね。同時に、可能にするための前提条件、こういうふうにならざると思うと、そのくらいのことは政策はつきり提示してもらわなきゃ困ると思ふ。御答弁いただきたい。

○政府委員(岩瀬義郎君)　まあ繰り返しになりますが、それとも、たとえば國債買いオペというような例を一つとてみましても、これは日本銀行が金融環境によって判断をいたしまして、日本銀行が金融環境によって行われるものでござります。したがつて、本年度だけでも日本銀行の買いオペが幾らになるのかというようなことというのは大蔵省として判断しかねます。したがつて、そういう前提というものをいろいろ置かなければ、いま先生御指摘になつた大量発行下において國債を消化しようというのに、言葉を変えて言えば非常に大蔵省としてその準備が足りないではないかというような御指摘でござりますけれども、私どもは國債の大量発行下において市中消化というものを原則として、そしてその五十五年度までの一応試算といふものを、私どもはその試算ができた前提を見ましたところで市中消化に全力を投入していく。そのときどきにいろいろな経済環境、金融環境が変わつてくるであろう、そこに對してはそれに対応するだけの措置を講じながら、いささかもその國債の消化に対し不安を抱かせるよう、そういう形には持つていかないということをたびたび申し上げて、それに対し研究不十分なところはなお勉強も続けておりますと申し上げて

で、いまの環境は御存じのように大変国債に対する態度は悪い環境でございまして、国債は非常に売れておりまし消化も順調であり、またその保有状況というものの安定いたしております。したがいまして、そういう状況がいまからさらに続かうかということについても、これからいろいろな御議論がありまして、保有者別が五十五年度末にどうなっているかというような試算ができないから、できないということであるならば、国債消化について不安があるというふうに、すぐそこに持つておいでになる御議論に対しましては、私どもはそれは試算としてできないということを申し上げておるので、消化が不安であるとか、あるいはそれに対していささかわれわれが自信がないというふうにおとりいただきことにつきましては、これはもう見解の相違かもしれませんけれども、私どもとしては先生の御指摘に対し再三私どもから申し上げている点が食い違っておりますけれども、そういうオペレーション一つをとりまして、大蔵大臣の御判断だけでなく、日本銀行が判断します時期というものは、これは私どもがいま買ってくれとか、いま売ってくれといふような状況の判断とは違うものが当然に出てきてしまうべきで、それがまた金融の中立性ということでもございましょうから、そういうものを全部纏り込んで毎年毎年オペで幾らぐらい日銀が吸い上げてくれるものだ、それならば日本銀行の保有額が幾らだというような仮定というものを毎年置いてみて、五十五年度末の国債の残高、たとえば日本銀行の保有額が幾らだと推定するということを出せとおっしゃいましても、私どもはできかねる、五十二年度ですかねると、こういうふうに申し上げているわけでございまして、財政収支試算という一つの大膽な前提に立った数字の書き方とは、さらに違った意味において私どももずかしいと申し上げているわけでござります。
○渡辺武君 これは大臣に伺なきゃならぬと思いますね。私は、そういう技術論を伺っているん

じゃないんです。政府が財政収支試算で今後大量の公債を出しますよと、いわばそういう宣言をしたと同じだと思いませんね。そういうものを出しておいて、これが一体消化できるのかできないのか、どういう形の消化になるのか、またどういう政策をとればそういうことになるのか等々をやはりあわせて国会に報告し、国会の検討を抑ぐというのが、これは政府当局の私は義務だと思うんですね。政治的な義務だと思うんですね。その点を申し上げている。出していただけますか。私はやろうと思えます。大臣の御答弁をいただきたい。

○渡辺武君 もう時間がどんどんたっちゃいますから。大臣のおっしゃることも本当に筋が通らぬですね。だって、公債はこれこれ、毎年度このくらいの額ですと、税収もこのくらいの額ですと、そういう額ですと、支出しの方だって、公共事業費はこのくらいだ、振替支出はこのくらいだ、その他はこのくらいだと、大筋の数字出しているでしょ。それは試算をなさっているわけですよ。だから、消化の方も大体どういうことになるんだといふ試算をなさって出すのが義務じゃないですか。検討していただけますか。——もう時間たってしうがないから大臣の御答弁いただきたい。あなた長くて困るんだ、ピントはずれたこと言つて。大臣御答弁ください。

○政府委員(岩瀬義郎君) ピント外れでおりましてもこれは意見として私から答弁させていただきますが、これは私からのお話を先生御理解いただきありますから、この割り振りで五十五年度末の国債の保有状況というのは、五十一年度末これははっきりいたします。これは結果がはっきりと出行額までの間を全部その割り振りではじいてみたらどうかと言わざるも、これはもうそのままです。

○渡辺武君 そんなことを言つてるわけじゃないです。

○政府委員(岩瀬義郎君) だから、それはその年度年度の間の保有状況というのは変わってくるわけでございますね。その変わってくるものをどうやって読むかということの段階、その読み方の問題……

○渡辺武君 もういいです、大臣の答弁求めます。時間もないんだから、やめてください。

○政府委員(岩瀬義郎君) それでは私からの答弁はこれで。

○渡辺武君 大臣どうですか、検討してくれますか。

○國務大臣(坊秀勇君) いま申し上げましたとおりでございますが、それをいつまでも計画を立てないと、そういうことはございません。やがてそれは計画を立てまして、そして中期計画を立てたときに、これは公債の見積もりが立つ、こういうことでござります。

○渡辺武君 五十一年度末の保有者別の国債の保有率ですね。全体の残高の中で何%をどこが持つてあるか、これちょっと言つてください。

○政府委員(岩瀬義郎君) 全体が二十二兆七百六十億でございますが、それを一〇〇といたしますして、日銀が二七%，運用部が一六・八%，市中金融機関が四二・八%，個人等が三・四%でござります。

○渡辺武君 そうしますと、日銀と資金運用部の保有で四三・八%ということですね。かなり大量の国債を持っているわけですね。特に、日本銀行二七%というのは大変な比率だと思うんですが、これが五十五年度までこの率でずっと続くとおもいがありません。ふえると思うのか、減ると思うのか、この点はどうですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) いまの率は五十一年度末のその時点における保有率でござりますから、これはどんどん変わつてしまります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、日銀はこれまでオペをいたしました、市中から買い上げたものでございまして、初めて引き受けたものではございません。その率は変わつてしまります。

○渡辺武君 そのくらいのことは知っていますよ、端的に答えなさい。どう変わるんですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) それは先ほどから何偏も申し上げておりますようにいまから予測はできません。

○渡辺武君 そんなことじゃ、あなた赤字公債含んで大量に公債出すというのに国民安心していらされますか。これ日銀の保有率がこれよりもっとふえたらどうなります、大変なものですよ、これはインフレ激化だ。この前、日本銀行総裁は、日本銀行というのは成長通貨を賄う範囲でしか国債は買ひオペしないんだと、だから、保有率は当然現

りでございますが、それをいつまでも計画を立てようと、こういう趣旨の答弁している。あなたはその程度のことと言えないんですか。これは計画を立てまして、それで中期計画を立てたときに、これは公債の見積もりが立つ、こういうことでござります。

○渡辺武君 五十一年度末の保有者別の国債の保有率ですね。全体の残高の中で何%をどこが持つてあるか、これちょっと言つてください。

○政府委員(岩瀬義郎君) 日本銀行は、その金融環境によってオペレーションをやる、そのやり方というのは、成長通貨を一応めどとしてやるといふことは言われておるわけでござりますから、その範囲内において行われてきた累積が今日二七%になつてあるんだうと思います。したがつて、その後もオペレーションをやられるものは、成長通貨を一応前提としているんでしょう。しかしながら、その成長通貨というものがどういうふうに伸びていくかということの予測というものをある程度立てれば、それは日本銀行の買ひオペの率はその金額はある程度わかつてくるかもしませんが、それは日本銀行がどういうふうな計画を立ててあるか、あるいは成長通貨というものがその時点においてどう判断されるかと、こういうことでございます。

○渡辺武君 従来はこの経済成長もわりあいに率が高くて、国債の発行の高も余り多くなかつたところがまさに低成長の時代へ入つてから猛烈な勢いで大量公債が出されるんですよ。公債の増発率の方がはるかに大きい。ですから、日本銀行が経済成長のための成長通貨を賄う範囲で買ひオペをやるということになれば、五十五年度末この約五十五兆円と言われているその公債発行残高の中で、日本銀行の保有する部分というのは、現在在庫も低下するだろうと考えるのが当然だと思うんですが、これはふえるんですか、同じですか、低下するんですか、どう見ていらっしゃるのか、あなたの方の見通しは。

○政府委員(岩瀬義郎君) ですから、それを一定の率として計算をしろとおっしゃるのが、先ほど総裁が、今後保有率は低下するだろうという趣旨のことを言いましたんで、それを前提条件にして考えてみますと、その反面で市中金融機関の保有率、あるいはまた保有の絶対額、これは大幅にふえていくんじゃないかなというふうに考えます。そこで、ちょっと伺いますけれども、日本銀行総裁が、今後保有率は低下するだろうということを言いましたんで、それを前提条件にして考えてみますと、その反面で市中金融機関の保有率、あるいはまた保有の絶対額、これは大幅にふえていくんじゃないかなというふうに考えます。

○政府委員(岩瀬義郎君) やはりいろいろな、国

行が買ひオペをやつた残りの、いわゆる金融機関と市中に残つたもの、そのつまりをどうするかと、それから先の金融、国債政策の一つの大きなポイントだということは、私どもわかっております。ただし、その日本銀行との関係におきましては、それは成長通貨の範囲内ということで日本銀行が判断するその現在の姿といふものは、それは一二・三%というような前提を一応置いているのでないかと思われますけれども、それよりもふえるか減るかということにつきましては、これは経済のこれから動向によって日本銀行が判断されると想います。

○渡辺武君 一二・三%程度といまおっしゃったが、最初に一言それを言えばもう済むんですけど、時間が節約になるんだ。何でそんな回りくどいことをして答弁避けようとするんです。国民にとって大問題ですよ。五十五年度末に現在約三十兆円の国債が五十五兆円にもふえてしまう。一体それが日本銀行にどのくらいの保有になるんだろうか。成長通貨と言われるけれども、あるいはそれが日本銀行券が発行されてインフレもっとひどくなるんじゃないかな。議論の一つの中心問題なんだ。

そこで、ちょっと伺いますけれども、日本銀行のことを言いましたんで、それを前提条件にして考えてみますと、その反面で市中金融機関の保有率、あるいはまた保有の絶対額、これは大幅にふえていくんじゃないかなというふうに考えます。だから、何とか国債管理政策をしっかりしたものと、それが具体的な内容をどうなふうにいま考えていらっしゃいます。

○政府委員(岩瀬義郎君) やはりいろいろな、国

○矢邊秀彦君 初めに航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案について少しお伺いをいたします。

今回の電算機の導入がもしシステムとしてよいのであれば、どうしてもう少し早く着手をされなかつたつか。その点は「トボ」ですか。

○政府委員(旦弘昌君) 今回のシステムの検討は、具体的には四十六年のことから検討しておつ

たわけでございます。その前にも海も含めたところで検討をしてみてはどうかということで着手したのでござりますナレドモ、いろいろその当時ま

だこういうシステムは世界のどこにもございませんで、そういうことで暗中模索をした時代があります。

たわけでございますが、航空貨物にしばりまして検討を始めたのが四十六年であったわけでござります。その同じ年にイギリスのシステムがまず動

き出したわけでございますが、御案内のとおり、昨年フランスが動いたということで、いわばこれ

が早急に動きますれば第三番目のシステムでございます。何分にもいろいろな問題がございまして、また民間も絡んだ問題でございますので、そ

の検討に長時間を要したわけでございますが、法案の成立いたしますれば、できるだけ早くこのシ

ステムにしてまいりたい、かように考えておりま
す。

○矢追秀彦君 このシステムの稼働予定期、そしてこれと成田空港の開港との関係はどうなつてありますか。

○政府委員(旦弘昌君) このシステムの業務を本格的に開始いたしますのは、来年の七月を予定に

しております。その前に法案が成立いたしますと、この法人を設立する手続をとりまして、その法人は二〇一〇年九月三〇日付で、(二〇一〇年九月三〇日付で)、

成田空港との関連につきましては、直接的な関
と、かようくに考えております。

連はございませんで、もし来年の七月に成田空港がオープンしておりますれば成田空港での運営が治まる。もしその時点でもう成田がオープン

○矢追秀彦君 今回、これは官民合同のシステムとなっておりまして、いま言われたように法人が設立されるわけでございますが、その職員の配置です。これは民間の方は約百社から拠出というところになっているようでありますけれども、この選び方がどうなるのか。それからその職員の身分ですかね。特に給料の問題、そういった点はどのようになりますか。

〔理事戸塚進也君退席、委員長着席〕

またそういう身分保障、かんによつてはいろいろ希望される方、されない方、いろいろあると思いますので、その点はどのような考え方を持っておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) このセンターの業務は電算機の使用、管理、それから利用者間の連絡調整等が中心でございますので、その職員は、情報処理に関する技術とか、あるいは航空貨物業務の事情について経験知識を有しているということが必要でございまして、この職員の大部分はシステムの開発関係者、あるいは利用者の中から採用するのが適当ではないかということで考えております。設立当初は職員の数としましては二十五人程度予定いたしておりますけれども、この中には、税関の職員も含まれましようし、あるいは民間の企業などの職員がこのセンターの職員ということでお働くようになると思います。で、税関の職員の場合でございますと、税関の職員を退職いたしまして、このセンターの職員になるとということになります。したがいまして、その際には当然のことながら、センターの職員でございますけれども、ただ後にまた税関に復帰するというような場合には、退職金あるいは年金の清算の手続をとる必要があります。したがいまして、法務が御承認いただけますならば、その後政令におきまして、それらの規定を整備してまいりたい、かように考えております。

なお、センターの職員の給与とか退職手当の基準等につきましては、他の同種の法人の例などを見まして、今後検討させていただきたいと、かよ

うに考えております。

○政府委員(旦弘昌君)　このシステムの中心にな
仮に成田開港後におきまして、本システムを使用
した税関手続、これほどのようになりますか。

りまではコンピューターの本体一基でございまして、これは電電公社の中野の庁舎の中の一部に

それを抱えつけるということをわからぬ範囲を引きまして、一番近いところでござりますと、先ほど申し上げました市川市の原木に貨物のセン

ターがすでにございますが、それと、それから成田空港に主として端末機を備えるということで、こうして、お問い合わせ、あるいは、お仕事、いろいろなご用件

業者、航空会社等がその端末機を利用して、中野の本体を通してそのサービスを受けると

いうことにならうかと考えます。

制度、これとはどのように違つてまいりますか、具体的にお答えいただきたい。

○政府委員(旦弘昌君) 現行の方法は、申告書が提出されまして、それが税關職員によつて審査されて、正當なものであるということになります

と、税関は納付書を発行いたしまして、通関業者はその納付書を受け取って、それを銀行に持つてま

いりまして、税金を払う。で、その領収書を税関に持つてまいりまして、正式に輸入の許可を得て通関をするという手続でござります。この新し、振

誓納税の制度になりますと、そういうような手続が要らなくなるわけでございますので、その振

替納税というのを指定して申告をいたしますれば、納税をいたします特定の口座の金額が十分であるということが確認されれば、自動的にこ

それが輸入許可になるということでございまして、その輸入許可の連絡は、電算機を通して通関業者へお届けします。(同上) 他の四社も同じく、(同上) 一社

付する。そして銀行はその納付書を受け取らなければなりません。そこで、口座からその引き落としをしまして、その税金を国庫に振りかえるという手続をとるわけになります。したがいまして、お使いさんがたびたび税關との間、あるいは銀行へ行くというような手数がすべて電算機で処理されるということになります。

○矢追秀彦君 次に、国債の問題についてお伺いをいたします。国債発行に対する歯どめが必要なことは申すまでもありませんが、いままで政府が二つ目には、市中消化の原則、三つ目は、いままででは政府は国債依存度を五%以下に抑える、こう言われておりました歯どめというのは、一つは、公共事業等の理由で出す建設国債としての範囲、二つ目には、市中消化の原則、三つ目は、いままで申すまでもありませんが、いままで政府が二つ目には、市中消化の原則、三つ目は、いままででは政府は国債依存度を五%以下に抑える、こういうことでございましたが、この歯どめは現在は歯どめとしての役割を果たしていないと、こう考えております。その点についてはいかが考えられますか。

〔委員長退席、理事戸塚進也君着席〕

○政府委員(加藤隆司君) 国債の歯どめという議論は四十年、四十一年にございふん議論をなされた論でございますが、ただいま御指摘がございました考え方、それからもう一つは、財政の規模と内容を国民経済と調和のとれたものにするという前提があるわけでございますが、

○矢追秀彦君：いまいろいろおっしゃいましたが、五〇%以下という昭和四十年代といまとは全然違いますが、そういう長期の不況下とはいえ三割というのは大変なこととして、この三〇%を超えるべきでございまして、予算の規模といいますか、危険の度合いといいますか、それはどのようにお考えになつておりますか。また、その根拠ですね、その点をお伺いしたいと思ひます。

〔理事戸塚進也君退席、委員長着席〕

○政府委員(加藤隆司君)：公債の依存度の数字的な問題につきましては、公債の依存度、分母、分子で出てくるわけではなくて、ほかの闘合と公債の発行額になるわけでござりますから、予算の規模の方の決定のいろいろなファクター、それからそれによって公債の金額、この場合建設公債だけに限定して考えたいたしましても、

○矢追秀蔵君 いまもいろいろおっしゃいましたが、五〇%以下という昭和四十年代といまとは全然違いますが、そういう長期の不況下とはいえ三割というものは大変なこととして、この三〇名を超えるれば危険と考えておられるのか。それとも、ただバーセンテージだけではなくて、ほかの歴史とめどありますか、危険の度合いといいますか、それはどのようにお考えになつておりますか。また、その根拠ですね、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(加藤隆司君) 公債の依存度の数字的な問題につきましては、公債の依存度、分母、分子で出てくるわけでございまして、予算の規模と公債の発行額になるわけでございますから、予算の規模の方の決定のいろいろなファクター、それからそれによって公債の金額、この場合建設公債だけに限定して考えたといたしましても、

五十二年度の公債依存度よりはともかく下げたと。それから、しかば第三点は、公債依存度が上がるなどいういうが悪いのかという御質問もあつたわけでござりますが、財政面だけに限定いたしますと、一つは、国債費の関係で財政の硬直化が増すという問題があるわけでございます。それから第二点は、公債の残高がふえますと財政の機動力を喪失するわけでございます。したがつて、財政の機能として言われております配分機能の面で硬直化が増すと。それから調整機能の面で機動力を喪失するというような問題が抽象的な整理としては考えられるわけでございます。

○矢追秀彦君　いまの硬直化ですね、配分機能あるいは調整機能、これはたとえば今年度予算ではその点についてほどの程度の判断をしておられますか。

○政府委員(加藤隆司君)　数字的に申し上げてみますと、ただいまの国債費の一般会計に占めます割合でございますが、四十一年度の場合、傾向的に見た方が問題の所在がわかりますのでちょっと長くなりますが申し上げてみますと、四十一年度の場合一般会計が四兆三千億でございました。国債費が四百八十九億と、この比率が一・一%でございます。五十二年度の場合には御承知のように二十八兆五千に対して二兆三千、これが八・一二%になっております。で、先ほど午前に竹田委員からの御質問があつたときに申し上げたわけでございますが、五十五年などはこれがケースのAの場合で一〇・九、ケースのBの場合で一一といふようなるふうになるわけでございます。何としても國債費は最大の義務費でございますから、こういうバーセントが上がっていくと、これだけ財政の硬直化が高まるというふうに考えられるわけでございます。

それから、第二点の残高の方で申し上げました調整機能の喪失でございますが、これは四十一年度の場合に残高が一兆一千億円でございました。GNPが当時三十八兆四千億円でございます。

たがって三・〇%。五十二年度の場合にはGNPが百九十三兆で国債の残高が三十一兆と、これが一六%になつておるわけです。したがつて、景気がよくなればできるだけ公債の依存度を下げたいと。これは四十四年に御承知の四・五兆ぐらいまで依存度が下がつた際に議論がなされたわけでございますが、経済情勢によって公債を減額できる状況があるならば、絶えず公債はできるだけ減らしておくと。で、いざ鎌倉というようなときに経済なり福祉なりを確保するためには公債を活用するというような政策が望ましいんではないかと思います。

四・五兆ちょっとと間違えまして、四十六年度の場合でございます。

○矢追秀彦君 先ほど数字でなかなかつかないと言つておられますけれども、現在のような状況下においてやむを得ない、いま一六兆というのが出でておりますけれども、現に、適正と言つたらおかしいんですけども、まあまあいま言った機動能力も失はない、調整能力も失はない程度は、大体どの辺ならば適切と考えられますか。

○政府委員(加藤隆司君) 非常にいろんな議論がござります。御承知のドーマーという学者が、GNPの成長率と、それから国債の金利と、それがGNPに占める公債の比率、この三つで式をつくりまして、大体一定率に収斂するから公債はそんなに心配しなくてもいいというような議論が一つあるわけでございます。これは非常に誤りでございまして、GNPの伸び率が無限に一定率で伸びるという前提があるので、そういう計算になるわけでございます。仮にドーマーの式などを使いつて、内部作業としてはいろんなことをやってみますが、なかなかいろんなファクターの組み合わせ落としていくといふような計算などでやりまして、何年間にわたってGNPの段階的な収斂、六%から五兆、四兆といふに実質GNPが下がたくさんできちますですから、そういう

う計画的な作業としては、どうしても端的に何が
ぐらいが適切であるというようなことが申し上げ
にくいと。ただ、四十二年の財政制度審議会のと
きに、数年のうちに五%ぐらいをめどに公債を減
らしていくべきであるというようなことが政策提
言としてなされまして、だいぶ申し上げました
ように、四十六年度の当初予算におきましては
四・五%の依存度まで下げたことはあるわけで
ござります。この財政収支試算においても現在の
二九・七を五十五年の場合には一五・五というよ
うなところへ下げようというような計算には一応
はなっておるわけでございます。何と申しまして
も、いろんなファクターが絡みますので、どうも
一義的に自信を持ってこの程度のところが適正な
公債の依存度だというふうに申し上げる材料をな
かなか持てないというのが実情でございます。
○矢追秀彦君 まあ、余りはっきりお答えいただ
けないんですが、結局今までの、先ほども申し
上げた歯どめのうちの建設国債に限定する原則、
それから依存度五%以下とする原則、これは完全
に今回、昨年もそうですが、この特例法による國
債発行によって機能は完全に失われると、こう考
えてもいいと思うんですが、その点のまず判断は
いかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) 先ほども申し上げまし
たが、非常に石油、オイルショックをいつも引き
合いに出すという御批判もあるわけでございま
すが、何と申しましても、四十八年秋のオイル
ショックで、主要国の財政当局はひとしくこの財
政赤字に悩まされたわけでございまして、その後
主要国は、当時の公債依存度を着実に毎年下げて
きておりますが、わが国の場合にはそれがなかなか
かはかがないかといふ点は、非常に私どもとし
ても憂慮をいたしております、ただ何と申しま
しても、わが国の経済の場合には、社会資本の整
備水準も低い、年金の制度も成熟化がおくれてお
ることを考えますと、この程度の公債の発行をお

だいま申し上げましたような検討結果を御報告させていただきまして、あわせて五十二年度の財政運営の赤字公債の問題について、本会議の總理の答弁を引用させていただいて、答弁にかえさせていただくわけでございます。

○三治重信君 きょうは、まず国際金融の問題をお尋ねしたいと思いますが、最近の新聞、雑誌等の報道によりますと、石油ショック以来今日までの三年余の中で、非常に国際の貸借関係が変わつて、一つは、非産油途上国の累積債務が支払い不能になるんじゃないかと、これに対する対策が一つと、それから先進諸国のイギリス、イタリア等に見られるように、このいわゆる国際収支の赤字をどう解決していくかと、こういう問題があるようでございますが、これに対しても日本は、 IMFを中心としての国際会議が開かれるわけです。が、こういうものに対して日本はどういう態度をとっていかれるか。

○政府委員(藤岡真佐夫君) 御指摘のとおり、石油危機以降、非産油開発途上国の債務の累積問題が出てきたわけでございますが、最近はそれに加えまして、先進諸国の中にも国際収支の強い国と弱い国と分かれてしまいまして、一方においては、大口の赤字を抱うた先進国が出てきたわけでござります。で、これは一つには、産油国に非常に大きな黒字が累積してきたということに原因があるわけでございまして、その意味で、いま世界的に国際収支の不均衡は、産油国の黒字問題、それから非産油開発途上国の累積債務の問題、それから一部の先進諸国の大好きな赤字の問題、その三つの大きな不均衡があるんではなかろうかと思います。

で、これに対しましてそれぞれ原因に応じて対応策を考える必要があるわけでございますが、まず、非産油開発途上国につきましては、実は石油危機の起きる前から非産油途上国は赤字で、債務を徐々に累積してまいつたわけでございます。

で、石油危機の後、もちろん名目的に債務はふえ

危機の前からやはり構造的な赤字という問題を抱えておったわけでございます。したがいまして、それに対しましては、その国自身の債務管理あるいは経済運営を健全にするという問題に加えまして、先進諸国あるいは国際機関が非常に条件の緩和の手を差し伸べる、それとともに、先進国におきましては、最近言われておりますように、不況を脱して景気を拡大して、こういった国からの輸入をふやしてやるということが大事じゃなかろうかと思います。

が、そういうた公的ルートを通じての資金協力、あるいは東京市場ににおける円建で債の発行促進というふうな民間部門での資金協力、そういうたるものがあわせて進めていくべきではないかと思つております。次第でござります。

○三治重信君 日本は現在、非産油发展途上国と、それから先進国の債務国に分けてどれくらいの、何といいますか、債権を持ってるのか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 昨年末で開発途上国に対します政府借款の貸付残高は一兆二千三百億

Cの黒字が絶常勘定で見まして六百数十億ドル、それから二年目から四百億ぐらい、次第に減っていって、恐らく一九八〇年ぐらいにはある程度ネジができる程度の黒字に狹まるんではないかと。そういたしますと、それまでの累積のOPECの黒字は、七四年の価格でいいまして三千億ドル強ぐらいで済むんじゃないかというふうな予想が有りましたのでござります。しかし、その後の動きを見ますと、石油の値上げが何回か行われましたし、今後も行われるかもしれません。それから

それから第二の、先進国の赤字問題につきましても、先進国というものは、その経済政策の運営によって国際収支の調整をなし得る国というふうに言われておるわけでござりますので、石油危機の後、大幅な石油輸入によって非常に苦しんでおるわけでございますが、その間はIMF等を中心におきまして、ファイナンスの道を開いてやると、ただこの場合も、ただ資金を貸せばいいというだけではございませんで、資金を貸します際に、その国の経済の安定化計画をも求めまして、こうすれば借金を統合していくけるんだという態勢を示すことによりまして、IMF以外の公的部門あるいは民間の金融機関が、安心して赤字国に融資ができるというふうにしむけていくことが大事じゃなかろうかと思ひます。

で、日本いたしましては、いま申し上げましたような観点から、IMFの機能の拡充に賛意を表しておりまして、IMFがたとえば国際収支の赤字のファイナンスに貢献するということに加えまして、いま申し上げましたような貸し出しに際して、借り入国の安定化計画を求めるというふうな質的な役割りをも今後IMFとして拡充すべきではないかというふうに考えております。で、このIMFを除きましても、日本として、先般、国会で御承認いただきましたアジア開銀の増資、あるいは今回御審議いただいております第三世銀の増資、そういった方法、あるいは先般、昨年十一月にIMFに対しまして、GABという取り決めのもとで資金供与をふやしたわけでござります。

円ございます。それから民間銀行の中、長期の海外貸し付けの残高は約八十億ドル程度ございまして、そのうち半分弱程度は先進諸国に対する貸しひでございまして、残りが開発途上国に対する貸付残高であろうと推定しております。

○三治重信君 そうしてもう一つは、いまから今後十年間にいまの石油価格がまた維持され、またそれでさらに石油の価格が上がることが予想され、下がることがないということからいくと、OPECに集まる今後十年間の黒字というものが四千五百億ドルになるだろうというふうな予想があるわけなんですが、現在ちょうど、去年の末ですか、今年の末を、七七年未を予想して約千八百億の赤字に対してOPECの黒字が千八百億ドルだと、こういうことからいくと、OPECが今後十年間で四千五百億ドルも黒字になるということになってくると、世界の金融、国際貨幣というものが非常に変わってしまうということを予想してみると、日本はこういうことに対して債権国としてどういうふうに海外の投資活動や、債権、まあ金を貸すということですが、そういうことに、またこれが国際貸借上そういうものがどういうふうに進むであろうという予想のもとに、どう対処していくかということを、考えをお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(藤岡真佐夫君) 石油の大軒かつ急激な値上がりが一九七三年暮れに始まつたわけでございますが、そのころは各方面でいろんな推算がございましたが、大体初年度七四年には、OPE

ら石油輸入国の石油の消費節約も思つたほど必ずしも進んでおりませんし、代替エネルギーの開発も思つたほど進んでないというふうな感じもいたします。それから産油国の中字を消しますために何といつても産油国の方がそれ以外の世界から輸入をしてくれるということが肝心でございまして、物理的にもどうも限度があるようでございまして、こういうことを考えまして、最近の一般的な認識としては、いま御指摘になつたような四千五百億ドルという数字が適当であるかどうか私ははつきり存じませんけれども、どうも当初考えたよりも、石油危機の国際収支に及ぼします影響が大きかつて長引くんではないかという感じがするわけでございます。

そういう事情がありまして、先般ロンドンの首脳会議でも国際収支のファイナンシングの問題が大きく取り上げられましたし、その前の週におきまして、IMFの暫定委員会におきまして、IMFが産油国その他強い先進国から資金を集めまして大口の赤字国に融資をしようというふうな提案がなされたわけでございます。

こういうふうに大きな国際金融上のアンバランスが出てまいりますと、一つには、国際収支の赤字、黒字の問題をどう調整していくかという問題と、それから二番目には、赤字の続く期間におきましてその赤字をどうファイナンスするかという問題と、三番目には、三千億ドルですか、あるいは四千五百億ドルですか、非常に大きな累積され

が、そういうた公的ルートを通じての資金協力、あるいは東京市場にきます円建て債の発行促進というふうな民間部門での資金協力、そういうたものをあわせて進めていくべきではないかと思つております次第でございます。

○三治重信君 日本は現在、非産油発展途上国と、それから先進国の債務国に分けてどれくらいの、何といいますか、債権を持ってるのか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 昨年末で開発途上国に対します政府借款の貸付残高は一兆二千三百億円ございます。それから民間銀行の中、長期の海外貸し付けの残高は約八十億ドル程度ございまして、そのうち半分弱程度は先進諸国に対する貸し付けでございまして、残りが開発途上国に対する貸付残高であろうと推定しております。

○三治重信君 そうしてもう一つは、いまから今後十年間にいまの石油価格がまた維持され、またそれでさらに石油の価格が上がることが予想され、下がることがないということからいくと、OPECに集まる今後十年間の黒字というものが四千五百億ドルになるだろうというふうな予想があるわけなんですが、現在ちょうど、去年の末ですか、今年の末を、七七年末を予想して約千八百億の赤字に対してOPECの黒字が千八百億ドルだと、こういうことからいくと、OPECが今後十年間で四千五百億ドルも黒字になるということになると、世界の金融、国際貸借というものが非常に変わってしまうということを予想してみると、日本はこういうことに対して債権国としてどういうふうに海外の投資活動や、債権、まあ金を貸すということですが、そういうことに、またこれが国際貸借上そういうものがどういうふうに進むであろうという予想のもとに、どう対処していくこうかということを、考えをお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 石油の大福かつ急激な値上がりが一九七三年暮れに始まつたわけでございますが、そのころは各方面でいろんな推算がございましたが、大体初年度七四年には、OPE

Cの黒字が経常勘定で見まして六百数十億ドル、それから二年目から四百億ぐらい、次第に減って、いつて、恐らく一九八〇年ぐらいにはある程度マネジできる程度の黒字に狹まるんではないかと。そういういたしますと、それまでの累積のOPECの黒字は、七四年の価格でいまして三千億ドルくらいで済むんじゃないかというふうな予想が有力であつたわけでござります。しかし、その後の動きを見ますと、石油の値上げが何回か行われましたし、今後も行われるかもしれません。それから石油輸入国の石油の消費節約も思つたほど必ずしも進んでおりませんし、代替エネルギーの開発も思つたほど進んでないというふうな感じもいたります。それから産油国の黒字を消しますために何といつても産油国の方がそれ以外の世界から輸入をしてくれるということが肝心でございますが、確かに輸入は非常にふえてはおりますが、物理的にもどうも限度があるようでございまして、こういうことを考えまして、最近の一般的な認識としては、いま御指摘になつたような四千五百億ドルという数字が適当であるかどうか私ははつきり存じませんけれども、どうも当初考えたよりは、石油危機の国際収支に及ぼします影響が大きかつて長引くんではないかという感じがするわけでございます。

金融面で影響を与えるが、あるいは擾乱的影響を与えるのかどうかということが問題にならうかと思います。

この一着目の調整の問題についても、何といいましても、石油の値上がりが続いて、非産油国が石油を大に輸入する限り、これはもうなかなか調整がむずかしいわけでございまして、その意味におきまして、非産油国の間で調整ができる限り進めていくと。そのためには、赤字国は適正的な需要管理政策、経済の安定化政策を進めるとともに、黒字国の方はインフレを招かない適度の範囲におきまして経済を拡大するということは正しい調整の道かと思ひます。

きましては、さつき申し上げましたような IMFを通す方法、あるいは先進各国の資本市場を通ずる方法、その他援助ということで各種の資金をお金のある方からない方へ流してやるということが肝心でなかろうかと思います。それから三番目の蓄積されました資金の動きにつきましては、これはもう非常に今後大事な問題にならうかと思いますが、最近の動きを見ておりますと、石油危機の直後産油国はその余る資金をしてユーロドラー市場、短期的な形で預金の形で出しておきました。それが次第に市場別にもアメリカへいくとか、あるいは他の先進国にいくとか、それからさらに国際機関に貸し付けるというふうな地域的な分散の方向が見られますとともに、運用形態におきましても、単なる預金から、より長い長期の貸し付け、あるいは証券の取得というふうなところへ多様化しておりますので、この辺につきましては今後さらに注意をする必要がございますが、いまのように産油国の蓄積資金が運用面で多様化され、安定化されていくということになりますと、金額としてはかなり何千億ドルという大きな金額でございますが、それほど国際金融に擾乱的な影響を与えるということも避け得るんじゃないかなと思っております。

○三治重信君　日本はそうすると、何といいますか、産油国の黒字から見ると非常に少ないんです。が、いまの経済状態からいくと黒字国になつていい、またそうしていこうという経済政策をとると思つてますが、黒字国になつていけば、それに対するその黒字を消すような経済の運営をやらにやいかぬと、そうするとそういう黒字のやつを海外に投資をしていく、また国際機関に貸すという二つだらうと思うんですけれども、そういうことからいくと、日本の海外投資に対し、またこれ非常に借り手の信用がだんだん不安になつていくという場合に、貿易上のプラント輸出とか、いろいろのこと言われておりますが、基本的にそういう国際金融の面からいくとどういう態度をとろうと思われるのか。そういうような貿易上のプラント輸出のようなものに貸し出しを強くしていくのか、もっと資源の確保に、そういう黒字ができる場合にはひとつ計画的に日本の将来のエネルギーなり食糧なり、そういう資源の確保の開発のための海外の貸し付けに向かっていこうとか、そういう基本的な債権、黒字を消化していく政策がなくちゃいかぬと思つてますが、そういうものについてひとつ考えておられますか。

けでございまして、やはり受け入れ國の方の要望がございまして日本の方が經濟協力をすると。受け入れ國の政策上のプライオリティーと合致いたしましたような場合に、資源の確保というふうな、日本としての目的も達し得るんじゃないかなと思います。この辺には、今後とも經濟協力がふましまりますときに、相手國のニーズにもこたえられるが、日本としても好ましい方向を考えていくべきじゃないかと思います。

それからもう一つは、いま御指摘がございましたプラント輸出でございますが、これはむしろ最近におきましてはプラント輸出の過当競争を抑止するということで、条件について主要国間の申し合わせもござりますので、なかなかプラント輸出への延べ払い信用という面で資本輸出をふやしていくということはむずかしかろうとは思います。もちろん認められました条件の範囲内でござりますると、この輸出がふえるに従って延べ払い輸出信用というのもふえるかと思いますが、このほかでございまして、資金を必要としておられる対外に対して銀行が貸し付けすると、それからさき申し上げましたような国際機関とか、外國の政府が東京市場で円建て債を出して資金を調達するというふうな形の資金の輸出というものは今後ふえていくんじゃないかうかと思つています。

○三治重信君 そう、うふうに、大体いまのところそんなところだらうと思うんでですが、私は、ひとつせひ日本が赤字国に転落しないよう経済運営をしていく必要が政府としてはいかなる政府でも日本としてはあるだらうと思うし、またそういうのをため込んでみても、まあこういう石油危機以来、資金の偏在がこれは目に見えているわけの部面から非常に危機に陥ると、こういう情勢に

対処してひとつ大蔵大臣、私は、この石油危機以来、今後の石油の資金の黒字、赤字の調整に対しても、日本は積極的に意見を出し、日本もそういうことにリードしてやっていく体制をぜひひとつもらいたいと思うんですが、そういうことについての大蔵大臣としての御意見をひとつ伺って質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坊秀男君) なかなかこれは簡単には短時日の間にできることではないと思いますけれども、ぜひともそういう方向に持っていくべきやならぬ。で、これは何と申しましても国内の六・七名という目的を達成いたしまして、国内における日本経済の着実なる成長というものを実現してまいりまして、そして日本の国内需要というものを刺激をしてまいりまして、そして日本の国が今日までは輸出でもって景気を、日本経済の一一番の榮えている一つの支柱というようなことに相なっておりましたけれども、そうでなしに、内需を充実していくということによりまして、海外からの輸入といったようなものをさらにこれを充実していくということ、国際収支のバランスというものを、これをとっていくことが一つの基本課題だと私は考えます。

○委員長(安田隆明君) 本日の質疑はこの程度いたします。

次回は二十四日とし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十五分散会

午後六時十五分散

四は二十四日とし、本日はこれにて散会いた
午後六時十五分散会

昭和五十二年六月二日印刷

昭和五十二年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T